地震のとき あなたのお住まいは安全ですか

木造住宅建替えの補助金制度が開始

市では、一定要件を満たす木造住宅の耐震診断、耐震 改修、簡易耐震改修の補助金交付制度を設けておりま す。これに加えて4月より新たに建替え工事にかかる補 助金交付が開始されました。すべての要件を満たす居住 者に対して予算の範囲内で交付します。

なお、補助金を受けるためには、業者との契約及び工 事等を行う前に所定の手続きが必要となります。



耐震診断補助金

対象建築物

- ・市内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以前に 丁事に着手された一戸建ての住宅又は店舗部分が 2分の1未満の併用住宅であること
- ・昭和56年6月1日以降に増改築をしていないこと
- ・地階を除く階数が2以下であること
- ・耐震診断の補助対象者本人又は1親等以内の親族 が所有していること

補助対象者

- ・対象建築物に居住し、市税を完納している人(居 住者と所有者が異なる場合は、所有者も市税を完 納していること)
- ・申請年度の2月末日までに耐震診断の補助金の交 付を請求できること

補助金額

・耐震診断に要した費用の2分の1 (上限5万円)

耐震改修等補助金

【木造住宅の建替え】

対象建築物

- ・耐震診断補助金交付制度の対象建築物に該当した 建築物であること
- ・耐震診断による上部構造評点が1・0未満と診断さ れた建築物であること(市が行う無料耐震診断も 利用可能)

補助対象者

・耐震診断補助と同じ

補助の対象となる建替え工事

・補助対象となる既存建築物を除却し、補助対象者 が新たに住宅を建築する工事

補助金額

・建替え工事に要した費用の23.0%(上限20万円)

【木造住宅の耐震改修】

対象建築物

・建替え補助と同じ

補助対象者

・耐震診断補助と同じ

補助の対象となる耐震改修

- ・建築士事務所に所属する建築士が耐震改修設計を
- ・耐震改修の設計図は、耐震改修実施後の耐震診断 で所定の構造強度が得られることが確認できるも
- ・耐震改修工事の工事監理及び現場検査を建築十事 務所に所属する建築士が行うこと

補助金額

・耐震改修工事に要した費用の23.0%(上限20万円)

【耐震シェルター・防災ベッドの設置(簡易耐震改修)】

対象建築物

・建替え補助と同じ

補助対象者

・耐震診断補助と同じ

補助の対象となる簡易耐震改修

・所定の構造強度が得られることを公的機関等が確 認したもの

・工事管理、現場検査は工事施工者が行うこと 補助金額

- 耐震シェルター
- 設置に要した費用の2分の1 (上限20万円)
- ・防災ベッド 設置に要した費用の2分の1 (上限10万円)

心身障害者の「軽自動車税・自動車税・自動車取得税」 が減免になります

下表に該当する心身障害者が要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために 使用する軽自動車・普通自動車等のうち、障害者1人につき1台に限り、軽自動車 税・自動車税・自動車取得税が減免になります。

【要件】 次のいずれかに該当する場合

- ① 車両の所有者及び運転者が該当者本人又は、該当者と生計をともにする人の場合
- ② 該当者のみで構成される世帯が所有する車両を、常時介護する人が運転する場合 ※軽自動車税の減免ではその他該当する場合があります。詳しくは、課税課へお問い合わせください。

【壬続夫】

	軽自動車等 ※毎年申請が必要	普通自動車		
申請場所	課税課(市役所 1 階) ※継続申請の人は、市民福祉課(アスピアこだま内)でも手続きできます。	県内各県税事務所、 自動車税事務所及び各支所(大宮・熊谷・所沢・春日部)		
手続きに 必要なも <i>0</i>	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証 ・納税義務者の印鑑 ・運転者の自動車運転免許証 ・自動車検査証 ・納税通知書 ・納税義務者の通知カード又はマイナンバーカード(個人番号カード) <u>※普通自動車は不要</u> ※その他、必要な書類がある場合があります。			
申請期間	5月1日(火)~31日(木)	~ 5 月31日(木) ※減免登録済みの場合は改めて申請を行う必要はありません。		
問合せ先	課税課☎②1122・☎②1191 市民福祉課☎②1333・☎②1630	《自動車税の問合せ》 本庄県税事務所☎②6100・■②2844 《自動車取得税の問合せ》 自動車税事務所熊谷支所☎048-532-8011		

【減免の対象となる障害の区分及び級】

★障害福祉課**公**31125・**四**331963

手帳の種類及び障害の区分		減免の対象となる障害の級	
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級又は3級	
	体幹	1級から3級まで及び5級	
	聴覚	2級又は3級	
	視覚	1 級から 3 級まで及び 4 級の 1 (4 級のうち両眼の視力の和が $0.09\sim0.12$)	
	音声又は言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限る)	
	平衡感覚	3級	
	上肢	1級又は2級	
	下肢	1級から6級まで	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能(上肢)	1級又は2級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能(移動)	1級から6級まで	
	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで	
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じる	
療育手帳		倒又はA	
精神障害者保健福祉手帳		1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神 通院医療を受けている人	

※障害名が「左半身不随」のような場合は、障害の区分ごとの等級(上肢○級、下肢○級)により判定します。

17 平成30年4月1日号